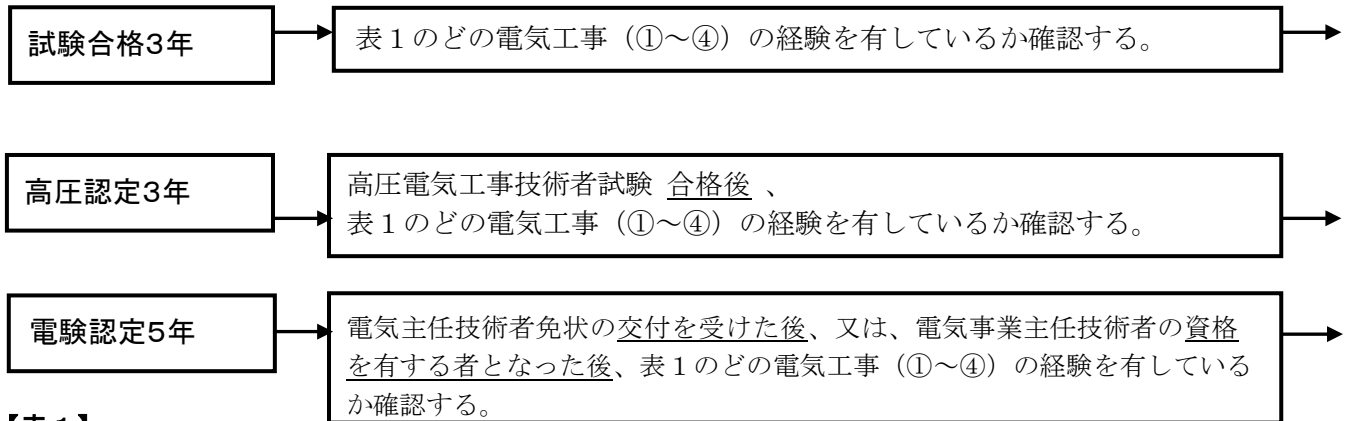


「実務経験として認められる電気工事」の証明書記載例フローチャート

次のフローチャートにより、申請人の実務経験に合った証明書記載例を選定する。



【表1】

電 気 工 作 物		実務経験として認められる電気工事		
		H2.9.1以降	H2.8.31以前	
事業用電気工作物	電気事業の用に供する電気工作物 (主に電力会社の発電所、変電所、 開閉所、電線路等が該当する。)	①左記電気工作物の設置・変更の工事	①左記電気工物の 設置・変更の工 事。	
	<table border="1"> <tr> <td>自家用電気工作物</td> <td>最大電力 500kW 以上の 需要設備、発電所、変電所 等</td> </tr> <tr> <td>自家用電気工作物</td> <td>最大電力 500 kW 未満の 需要設備</td> </tr> </table>			自家用電気工作物
自家用電気工作物	最大電力 500kW 以上の 需要設備、発電所、変電所 等			
自家用電気工作物	最大電力 500 kW 未満の 需要設備			
一般用電気工作物		③第二種電気工事士免状または旧電気工事士免状の取得後に行った左記電気工作物の電気工事。		
		④経産大臣が指定する第二種電気工事士養成校の教員として指導した「第二種電気工事士養成に必要な電気工事の実習」。		

(注1) 次の工事または業務は、実務経験としては認められない。

★ 軽微な工事

- ① 600V以下で使用する接続器・開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事。
接続器の例…差込接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットなど
開閉器の例…ナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチなど
- ② 600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く）・蓄電池の端子に電線をねじ止める工事。
- ③ 600V以下で使用する電力量計・電流制限器・ヒューズを取付け、又は取外す工事。
- ④ 電鈴、インターホン、火災感知器等の設備に使用する小型変圧器（二次電圧36V以下に限る）の二次側配線工事。
- ⑤ 電柱の設置・変更・撤去の工事。
- ⑥ 地中電線を布設する暗渠又は管の設置・変更・撤去の工事。

- ★ 特殊電気工事（「最大電力 500kW 未満の需要設備」におけるネオン工事及び非常用予備発電装置工事）
- ★ 電圧 5 万 V 以上の架空電線路の工事
- ★ 保安通信設備工事（電力会社の電気供給用電気工作物の保安維持を目的に使用される通信設備の工事）
- ★ キュービクルや変圧器等の据え付けにともなう基礎工事
- ★ 電気設備の設計・検査のみの業務で自ら施工しない場合及び電気機器の製造業務

(注) 申請人の前提条件として、表1の「実務経験として認められる電気工事」に必要経験年数以上従事しているものとする。

